

最高裁秘書第186号

令和4年1月27日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



### 司法行政文書開示通知書

令和3年12月26日付け（同月28日受付、第030830号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

#### 記

##### 1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 決裁 令和4年新年祝賀の儀参列希望者名簿について（片面で3枚）
- (2) 超過勤務等命令簿（片面で1枚）

##### 2 開示しないこととした部分とその理由

- (1) 1の(1)の文書には、個人識別情報（印影等）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（内線番号）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

- (2) 1の(2)の文書には、個人識別情報（印影）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条1号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

##### 3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課(文書室) 電話 03(3264)5652(直通)

## 決裁・供覧

件名	令和4年新年祝賀の儀参列希望者名簿について			文書番号 最高裁秘書第3798号
伺い文	別添のとおり提出してよろしいか。			
起案	起案日	令和3年12月7日	受付日	
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶務第一係	決裁	決裁処理期限日 決裁日
	起案者	辻 翔	施	施行処理期限日 施行日
	連絡先		行	施行先
	大分類	(庶務第一) 庶務 (事務)		施行者
	中分類	交際		取扱上の注意
	名称(小分類)	宮内庁関係 (令和3年度)		
	秘密区分		格付け	機密性格付け
	秘密期間終了日			取扱制限
	指定事由		保	行政文書保存期間 5年
		存	保存期間満了時期 令和9年3月31日	
決裁 ・ 供覧 欄	秘書課長	参事官	庶務第一係長	庶務第一係
	庶務主任			
	課長補佐 (庶務一)			
備考欄				

最高裁秘書第3798号

令和3年12月7日

宮内庁式部職 御中

最高裁判所事務総局秘書課

令和4年新年祝賀の儀について

(12月1日付け宮内式発第529号に対する回答)

標記の儀の参列希望者の名簿を別添のとおり送付します。

## 別紙様式

資格	氏名	外字	生年月日	配偶者の参・不参
最高裁判所長官	大谷直人		昭和27. 6.23	■■■
最高裁判所判事	菅野博之		昭和27. 7. 3	■■■
同	山口厚		昭和28.11. 6	
同	戸倉三郎		昭和29. 8.11	
同	深山卓也		昭和29. 9. 2	
同	三浦守		昭和31.10.23	
同	草野耕一		昭和30. 3.22	
同	宇賀克也		昭和30. 7.21	
同	林道晴		昭和32. 8.31	
同	岡村和美		昭和32.12.23	
同	長嶺安政		昭和29. 4.16	
同	安浪亮介		昭和32. 4.19	
同	渡邊恵理子	邊	昭和33.12.27	
同	岡正晶		昭和31. 2. 2	
同	堺徹		昭和33. 7.17	

本人 15名 計 ■■■ 名

(注) 本人が単身の場合は、配偶者の欄に「単身」と御記入ください。

超過勤務等命令簿

部局課	経理局用度課	年月日	令和4年1月1日 土曜						各庁の長の確認	○	勤務時間管理員の確認	○							
氏名	勤務の内容	命令時間	実績時間												宿日直勤務				
			超過勤務													超勤代休時間の勤務			
			125 100	135 100	150 100	60h 前	+25 時分	+15 時分	+50 時分	160 100	175 100	+25 時分	+15 時分	+50 時分	100 100	+25 時分	+15 時分	+50 時分	休日勤務
山崎 哲志	自動車運行業務	8時30分から 12時30分まで	時分 4.00																
萩原 義浩	自動車運行業務	7時00分から 12時15分まで		1 5.15															
岡崎 崇英	自動車運行業務	7時40分から 12時55分まで		1 5.15															
笹本 武志	自動車運行業務	9時00分から 12時30分まで			1 3.30														
加藤 伸治	自動車運行業務	8時10分から 13時00分まで			1 4.50														
佐藤 哲康	自動車運行業務	7時45分から 13時30分まで			1 5.45														
菖蒲 三千夫	自動車運行業務	9時15分から 12時30分まで			1 3.15														
金房 秀紀	自動車運行業務	7時45分から 12時35分まで			1 4.50														
三浦 五郎	自動車運行業務	8時15分から 13時05分まで			1 4.50														
溝口 亨	自動車運行業務	8時50分から 12時30分まで			1 3.40														
後藤 将彦	自動車運行業務	9時25分から 12時05分まで			1 2.40														
深澤 靖	自動車運行業務	8時30分から 13時30分まで			1 5.00														
橋本 一豊	自動車運行業務	8時00分から 13時30分まで			1 5.30														
豊田 満	自動車運行業務	8時45分から 12時00分まで			1 3.15														
金子 亮太郎	自動車運行業務	8時20分から 12時55分まで			1 4.35														
田中 伊佐夫	自動車運行業務	8時20分から 12時35分まで			1 4.15														

備考

最高裁秘書第179号

令和4年1月27日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



### 司法行政文書開示通知書

令和3年12月26日付け（同月28日受付、第030829号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

#### 記

##### 1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 供覧 令和4年新年祝賀の儀について（通知）（最高裁秘書第3789号）  
(片面で4枚)
- (2) 供覧 令和4年新年祝賀の儀について（通知）（最高裁秘書第3790号）  
(片面で5枚)
- (3) 供覧 新年祝賀の儀の自動車標識等の送付について（依頼）（片面で3枚）

##### 2 開示しないこととした部分とその理由

- (1) 1の(1)及び(2)の各文書には、個人識別情報（印影等）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（内線番号）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

- (2) 1の(3)の文書には、個人識別情報（印影等）、公にすることにより事務の適

正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（内線番号）及び公にすることにより警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（自動車標識の番号）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

### 3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話 03（3264）5652（直通）

## 決裁・供覽

件名	令和4年新年祝賀の儀について（通知）			文書番号	
問い合わせ				最高裁秘書第3789号	
起案 部署 案 起 案 分 類 名 称 取 扱 区 分	起案日	令和3年12月1日		受付日	令和3年12月1日
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶 務第一係		決裁	決裁処理期限日 決裁日
				施行	施行期限日 施行日
	起案者	辻 駿		行	施行先 施行者
	連絡先				取扱上の注意
	大分類	(庶務第一) 庶務 (事務)			
	中分類	交際			
	名称(小分類)	宮内庁関係 (令和3年度)			
	秘密区分			格付	機密性格付け
	秘密期間終了日			付	取扱制限
指定事由			保	行政文書保存期間 5年	
			存	保存期間満了時期 令和9年3月31日	
	秘書課長	参事官	庶務第一係長	庶務第一係	
決 裁 ・ 供 覧 欄	      				
備 考 欄	最高裁秘書第3790号と一括供覧。				

宮内式発第529号  
令和3年12月1日

最高裁判所事務総局秘書課 御中

宮 内 庁 式 部 職  
( 公 印 省 略 )

令和4年新年祝賀の儀について（通知）

天皇皇后両陛下は、令和4年1月1日、宮中において、下記のとおり新年の祝賀をお受けになりますので、お知らせします。

なお、参列を希望する者の名簿（別紙様式）1通を12月10日までに提出願います。

記

祝賀時刻 午前11時00分

『参列者の範囲』

内閣総理大臣及び内閣法第9条の第1順位指定大臣並びに以上の者の配偶者、国務大臣、内閣官房副長官、内閣法制局長官並びに会計検査院長、人事院総裁及び検事総長並びに都道府県知事の代表及び都道府県議会議長の代表

衆議院及び参議院の議長及び副議長並びに以上の者の配偶者並びに衆議院及び参議院の議員50人（衆議院議員33人、参議院議員17人（特記した議員を除く。））

最高裁判所長官及び最高裁判所判事（長官代行）並びに以上の者の配偶者並びに最高裁判所判事



別紙様式

	資 格	氏 名	外字	生 年 月 日	配偶者の参・不参

本 人  
配偶者

名 名

計

名

(注) 本人が単身の場合は、配偶者の欄に「単身」と御記入ください。

別紙様式

	資 格	氏 名	外字	生年月日

本 人 名

## 決裁・(供覧)

件名	令和4年新年祝賀の儀について（通知）			文書番号	最高裁秘書第3790号
伺い文					
起案 部署 案 分類 名 称 取 扱 区 分	起案日	令和3年12月1日	受付日	令和3年12月1日	
	最高裁判所	最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課・庶務第一係	決裁	決裁処理期限日 決裁日	令和3年12月2日
	起案者	辻 翔子	施	施行処理期限日 施行日	
	連絡先		行	施行先 施行者	
	大分類	(庶務第一)庶務(事務)		取扱上の注意	
	中分類	交際			
	名称(小分類)	宮内庁関係(令和3年度)			
	秘密区分		格付け	機密性格付け	
	秘密期間終了日			取扱制限	
	指定事由		保存	行政文書保存期間 保存期間満了時期	5年 令和9年3月31日
決 裁 ・ 供 覧 欄	秘書課長	参事官	庶務第一係長	庶務第一係	
備 考 欄	庶務主任 課長補佐(庶務一) 最高裁秘書第3789号と一括供覧。				

宮内式発甲第 656 号

令和3年12月1日

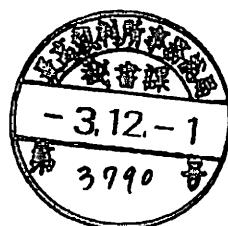
最高裁判所長官 大 谷 直 人 殿

官内庁長官 西 村 泰 彦

( 公 印 省 略 )

## 令和4年新年祝賀の儀について（通知）

令和4年1月1日、宮中において、新年祝賀の儀を別紙次第のとおり行われますので、お知らせします。



令和4年1月1日

## 新年祝賀の儀

午前9時45分、皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が千草の間及び千鳥の間に参集される。

午前10時、天皇、皇后が正殿松の間にお出ましになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

次に皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が順次御前に参進して祝賀の上、退出される。

次に天皇、皇后が御退出になる。

前行及び随従は、お出ましのときと同じである。

時刻、参列者が休所に参集する。

次に参列者が正殿の各間に所定の位置に列立する。

時刻、天皇、皇后が正殿の各間にお出ましになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が供奉され、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

次に代表者が祝詞を述べる。

次に天皇のお言葉がある。

次に天皇、皇后が御退出になる。

前行、供奉及び随従は、お出ましのときと同じである。

次に参列者が退出する。

祝賀の時刻、式場及び参列者の範囲は、次のとおりとする。

(午前11時、正殿梅の間)

内閣総理大臣及び内閣法第9条の第1順位指定大臣並びに以上の者の配偶者、国務大臣、内閣官房副長官、内閣法制局長官並びに会計検査院長、人事院総裁及び検事総長並びに都道府県知事の代表及び都道府県議会議長の代表

(正殿松の間)

衆議院及び参議院の議長及び副議長並びに以上の者の配偶者並びに衆議院及び参議院の議員50人(特記した議員を除く。)

(正殿竹の間)

最高裁判所長官及び最高裁判所判事(長官代行)並びに以上の者の配偶者並びに最高裁判所判事

参列者は、各祝賀時刻の15分前に参集する。

午前11時45分、本邦駐在の各国の外交使節団の長が休所に参集する。

正午、天皇、皇后が正殿松の間にお出ましになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が供奉され、侍従長、侍従、女官長及び女官が隨從する。

次に本邦駐在の各国の外交使節団の長が順次御前に参進して祝賀の上、退出する。

次に天皇、皇后が御退出になる。

前行、供奉及び隨従は、お出ましのときと同じである。

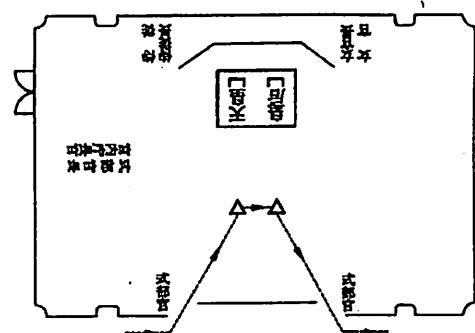
参列者には、退出の際、賜物を伝達する。

○

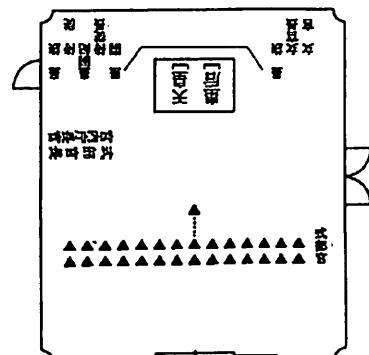
服装  
男子：燕尾服、紋付羽織袴又はこれらに相当する制服等  
(エニグマトトモ)

女子： ロングドレス、白襟紋付又はこれらに相当する制服等  
動員登用

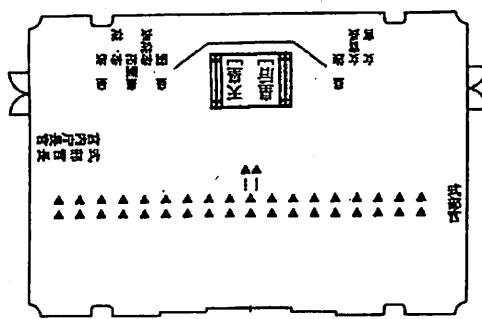
午前10時 正殿松の間



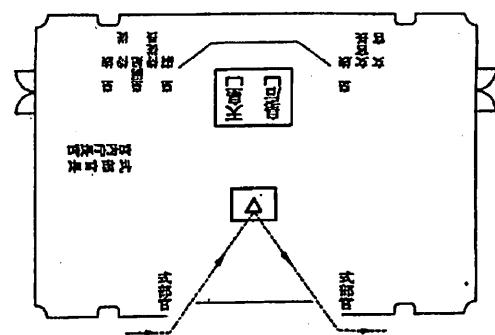
午前11時 正殿梅の間



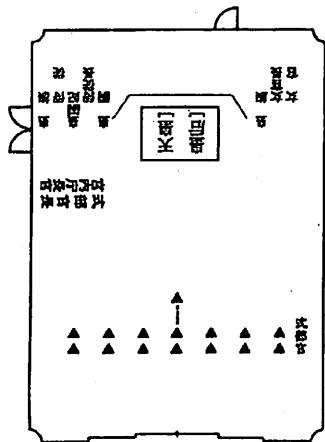
午前11時 正殿松の間



正午 正殿松の間



午前11時 正殿竹の間



# 決裁・供覧

件名	新年祝賀の儀の自動車標識等の送付について（依頼）			文書番号
				最高裁秘書第3987号
伺い文				
起案日	令和3年12月17日	受付日	令和3年12月17日	
起部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶務第一係	決裁	決裁処理期限日 決裁日	令和3年 12月 20日
起案者	辻 翔	施	施行処理期限日 施行日	
連絡先		行	施行先 施行者	
大分類	(庶務第一) 庶務 (事務)		取扱上の注意	
中分類	交際			
名称(小分類)	宮内庁関係 (令和3年度)			
秘密区分		格付	機密性格付け 取扱制限	
秘密期間終了日		保	行政文書保存期間 5年	
指定事由		存	保存期間満了時期 令和9年3月31日	
取扱区分				
決裁	秘書課長	参事官	庶務第一係長	庶務第一係
供覧				
欄				
備考欄				

庶務主任

課長補佐（庶務一）

宮内式発第589号

令和3年12月17日

最高裁判所事務総局秘書課 御中

宮内庁式部職

(公印省略)

新年祝賀の儀の自動車標識等の送付について（依頼）

令和4年新年祝賀の儀の際に使用する自動車標識等を別紙のとおり  
送付しますので、よろしくお取り計らい願います。



## 別紙様式

資 格	氏 名	外字	生 年 月 日	配偶者の参・不参
最高裁判所長官	大 谷 直 人		昭和27. 6. 23	■■■■■
最高裁判所判事	菅 野 博 之		昭和27. 7. 3	■■■■■
同	山 口 厚		昭和28. 11. 6	
同	長 嶺 安 政		昭和29. 4. 16	
同	戸 倉 三 郎		昭和29. 8. 11	
同	深 山 卓 也		昭和29. 9. 2	
同	草 野 耕 一		昭和30. 3. 22	
同	宇 賀 克 也		昭和30. 7. 21	
同	岡 正 晶		昭和31. 2. 2	
同	三 浦 守		昭和31. 10. 23	
同	安 浪 亮 介		昭和32. 4. 19	
同	林 道 晴		昭和32. 8. 31	
同	岡 村 和 美		昭和32. 12. 23	
同	堺 徹		昭和33. 7. 17	
同	渡 邊 恵理子	邊	昭和33. 12. 27	

本 人  
配偶者15 名  
■■■■■ 計

■■■■■ 名

(注) 本人が単身の場合は、配偶者の欄に「単身」と御記入ください。